

兵庫県立神戸鈴蘭台高等学校 いじめ防止基本方針

兵庫県立神戸鈴蘭台高等学校

1 学校の方針

本校は、鈴蘭台高校の校訓である「優雅」と鈴蘭台西高校の校訓である「創造」を継承しつつ、新たな学校の理念として、「共生」という言葉を加え校訓としている。

多文化共生の時代にあつて、国際都市神戸に立地する学校にふさわしい地球的視野のもとに社会で幅広く活躍する人材育成や地域から信頼される学校を目指している。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、鈴蘭台高校と鈴蘭台西高校との発展的統合により、両校の精神を受け継ぎ、良き伝統と文化を発展的に継承し、更なる飛躍を目指している。仲間を愛し、地域を愛する心豊かな地域の人材の育成を目的としている。また、国際コミュニケーションコースにおいては、総合的な思考力やコミュニケーション能力を育成し、多様な進路実現を目指している。

いじめについては、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こり得るものである」という認識をすべての教職員がもち、きめ細かく丁寧な指導と情報の共有を図り、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壌づくり」に取り組み、保護者や地域と密接に関わりをもちながら、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制、組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、例えば身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。但し、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

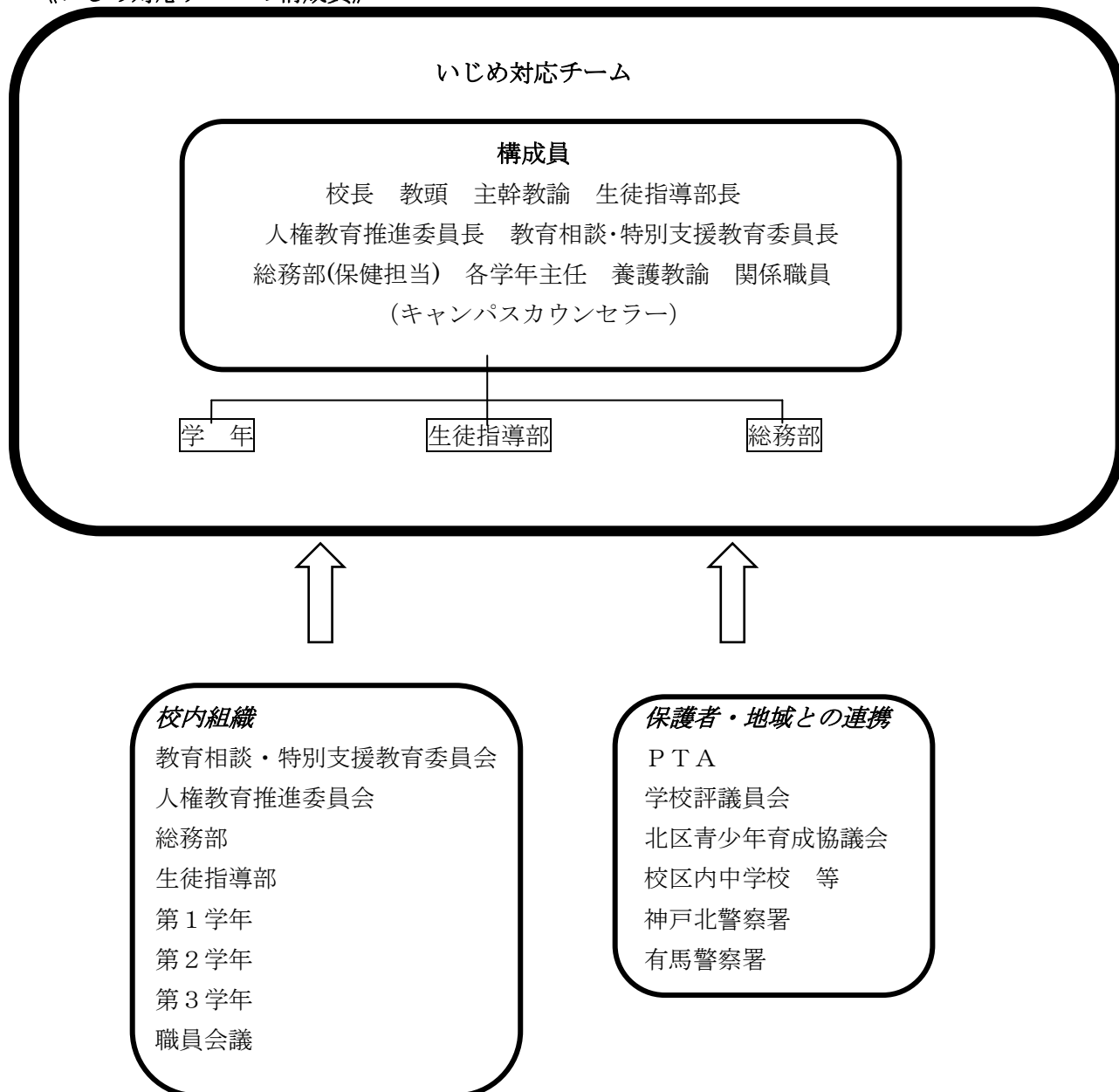
5 その他の事項

「この学校に来てよかった」「この学校に入れてよかった」「ここに神戸鈴蘭台高校があってよかった」と生徒・保護者・地域からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため策定した本方針については学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを許さない」「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、いじめ問題を一人で抱え込むことがないよう学校全体で組織的に取り組まなければならない。そのために、いじめ問題に特化した『いじめ対応チーム』を設置し、教職員全員で共通理解を図り学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

《いじめ対応チームの構成員》



- いじめ対応チームの会議は、原則として学期に1～2回実施する
- いじめ問題が発生した時は、即座に『いじめ対応チーム』を招集する
- ネット、スマートフォンを利用したいじめへの対応を協議する。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- 下を向いて視線を合わせようとしめない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 遅刻・欠席が多くなる
- とくどき涙ぐんでいる
- 周囲が何となくざわついている
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- にやにや、にたにたしている

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う場所に座っている
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- ひどいアダ名で呼ばれる
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎ 昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 弁当を一人で食べることが多い
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 笑顔がなく、黙って食べている

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 目の前にゴミを捨てられる
- 一人で離れて掃除をしている
- 掃除をさぼることが多くなる

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。

	職員会議等	未然防止に向けた 取り組み	早期発見に向けた 取り組み	
4月	事案発生時	いじめ対応チーム指導方針・計画作成 職員研修	入学前の中学校との情報交換 サイバー犯罪防止講演	
5月		サイバー犯罪防止講演	学級づくり	学年・指導部連絡会
		保護者向け啓発	生活点検週間	個別面談
6月			地域清掃	生活実態アンケート
			地域行事参加	学年・指導部連絡会
7月		いじめ対応チーム		いじめアンケート①
		職員会議	地域行事参加	学年・指導部連絡会
8月			薬物乱用防止講演	三者面談
			保育園児との交流	
9月			地域行事参加	個別面談
10月			地域行事参加	学年・指導部連絡会
			人権学習 生活点検週間	学年・指導部連絡会
11月	職員研修 (カウンセリングマインド)	地域行事参加	いじめアンケート②	
	いじめ対応チーム		学年・指導部連絡会	
12月	職員会議	老人福祉施設訪問		
		地域行事参加	個別面談	
1月	いじめ対応チーム		学年・指導部連絡会	
2月			いじめアンケート③	
3月		地域行事参加		
	いじめ対応チーム 本年度まとめ	地域清掃		

職員会議等

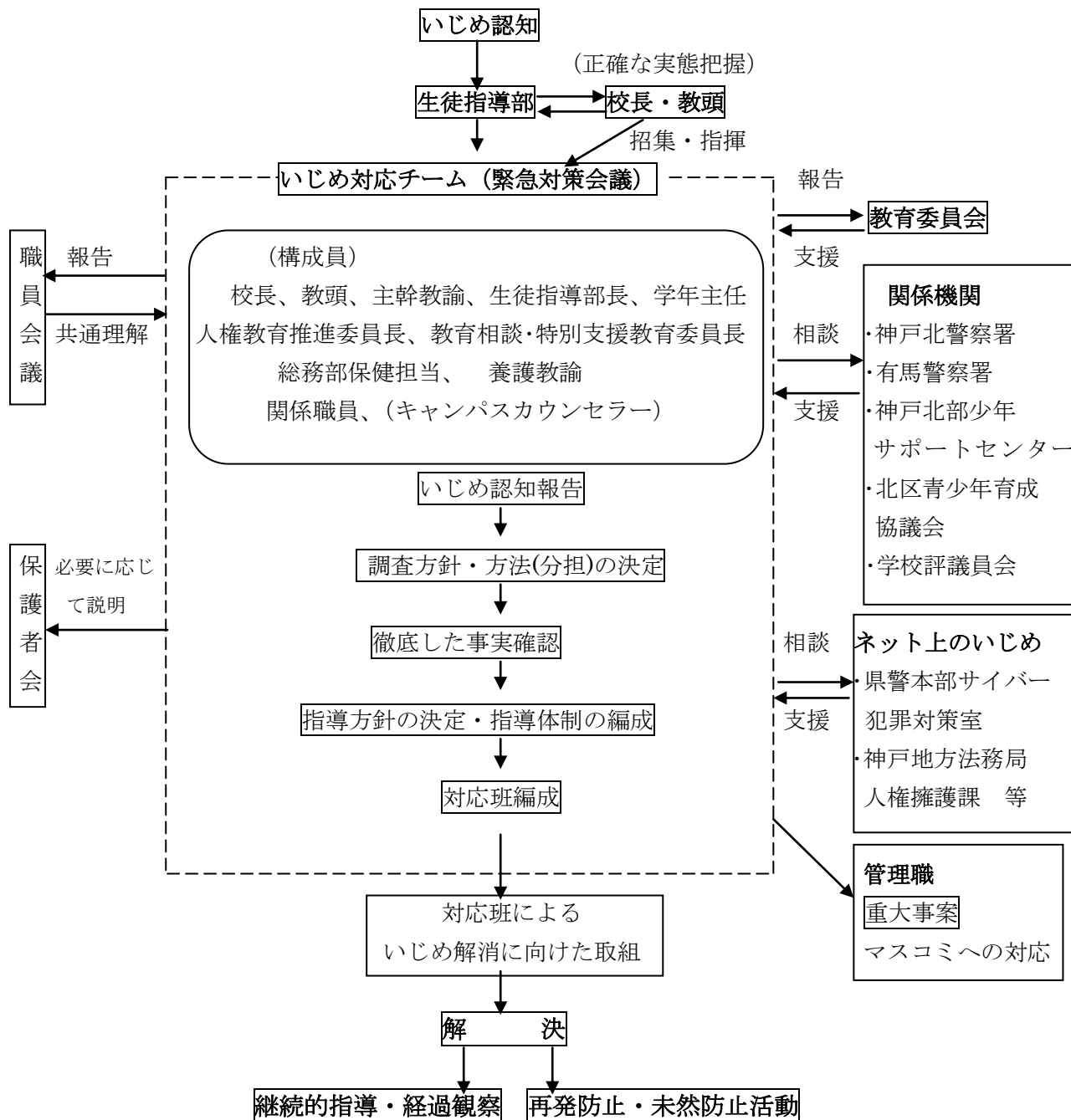
・いじめ対応チームはキャンパスカウンセラーを交え学期に一度生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて会議を開く。・いじめ防止基本方針を確認し、全教職員で共通理解を図る。

未然防止に向けた取り組み

・入学前に中学校との情報交換をする。・いじめを許さない学校づくりを進める。・年間を通じて登校時のあいさつ運動を実施する。・学校のいじめ防止基本方針を保護者へ周知する。

早期発見に向けた取り組み

・いじめアンケートは、6月、11月、1月の年3回実施する。・学年と生徒指導部との連絡を密にする。



●いじめやその被害者の状況を知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であり、いじめの情報が入ってから学校の方針決定まで、その日のうちに対応することを基本とする。但し、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれがある場合は、十分に協議し慎重に対応する。

●生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合は、速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。

●事案によっては、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。

●マスコミ対応については、対応窓口を明確（一本化）にし、誠実な対応に努める。

●ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいというえに、広範囲に広がる危険性がある。

●生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。

●誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折りに触れて行う。